



問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 木川

Tel : 03-5253-8111 (44-175)

03-5253-8639 (直通)

平成 24 年 9 月 26 日

国土交通省海事局検査測度課

IMO 第 17 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC17) の開催結果

概要

- 國際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSCB コード) のための新たな固体化学物質の判定基準が基本合意。
- 鉄鉱粉の運送要件等について検討されたものの合意に至らず、引き続き次回会合で議論。
- コンテナの損失防止対策として船積み前のコンテナ総重量計測に係る海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 改正案が検討されたものの合意に至らず、引き続き次回会合で議論。

9 月 17 日より 21 日までの間、英國ロンドンの國際海事機関 (IMO) 本部において、第 17 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC17) が開催されました。

我が国からは、國土交通省、(独) 海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映などに努めました。今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。

1. 國際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSCB コード) 改正

(1) 経緯

國際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSCB コード) は、2011 年 1 月 1 日から義務化されています。今次会合では、固体化学物質の判定基準、IMSCB コードに運送要件等が定められていない固体ばら積み貨物についての分類及び運送要件等が審議されました。

(2) 審議結果

① 固体化学物質（種別 B（危険物に該当するものを除く））の判定基準

前回会合 (DSC16 (2011 年 9 月開催)) から引き続き審議されていた固体化学物質の判定基準案が概ね以下の通り合意されました。これに伴い、今後、IMSCB コードに規定されていない固体ばら積み貨物の安全性評価の際には、同基準に従った危険性の評価が必要になります。

- ・ 危険物に該当しない可燃性固定
- ・ 危険物に該当しない自然発火性物質
- ・ 危険物に該当しない水と作用して引火性ガスを発生する物質
- ・ 水と作用して毒性ガスを発生する物質
- ・ 荷役時、運送時に急性毒性のおそれがあるもの、及び、危険物に該当しない

毒物

- ・皮膚、目の腐食性又は金属腐食性又は呼吸器感作性のあるもの、及び、危険物に該当しない腐食性物質

② 固体ばら積み貨物の分類及び運送要件

IMSCB コードでは、同コードに規定されていない固体ばら積み貨物を運送する場合、荷積国の主管庁が荷送人から提供される性状及び特性に関する情報に基づき安全性評価を行うとともに、その内容を同コードの改正案として IMO に提案することとされています。

それに従い、我が国が安全性評価を行った 10 種類の貨物について提案を行いましたが、時間的制約から議論が先送りされ、引き続き DSC 小委員会のワーキンググループ (E&T18 (DSC17 の翌週開催)) で審議されることとなりました。

③ 鉄鉱粉のばら積み運送

鉄鉱粉の運送要件について、DSC16 で設置されたコレスポンデンス・グループ (CG) の報告をはじめ、複数の国から提案された鉄鉱粉を液状化物質（種別 A）とする運送要件や運送許容水分値決定方法等について審議されましたが、更なる審議が必要とされ、引き続き CG で鉄鉱粉の運送許容水分値決定方法を含め、運送要件案（個別スケジュール案）を検討し、次回会合 (DSC18 (2013 年 9 月予定)) において報告、議論されることとなりました (CG コーディネータは日本)。

④ 硫化金属精鉱に係る事故報告

2009 年 6 月、我が国で発生した硫化金属精鉱運搬船における作業員死亡事故について、運輸安全委員会が行った海上事故調査結果の報告を行いました。

なお、同調査は、運輸安全委員会ホームページに掲載されています。

2. コンテナの損失防止対策に係る海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 改正

(1) 経緯

SOLAS 条約では、荷送人に対し、貨物の積載に先立ちその総質量等を含む貨物資料を船長等に提供することを義務づけています。しかし、近年、海上コンテナの総質量の誤申告が原因とされるコンテナの損失事故が発生したため、第 89 回海上安全委員会 (MSC89) において、船積み前のコンテナ実質量の証明を確実にするため SOLAS 条約を改正すべきとの提案があり今次会合で審議されました。

(2) 審議結果

今次会合では、本議題に係るワーキンググループが設置され、概略次の内容の SOLAS 条約改正案が検討されたものの DSC 小委員会としては合意に至らず、DSC18 で引き続き審議されることとなりました。

① コンテナを一体として重量計測する方式、又は、コンテナ収納物の重量を合計する方式を並記。

② コンテナの総質量の証明書を荷送人から船長・ターミナル代表者に提供すること。

また、コンテナの総質量計測に係る詳細についてのガイドラインを策定するため CG が設置され (CG のコーディネータは米国)、今後検討を進めることになりました。

以上